

善行地区地域公共交通の運行事業者の変更について

目 次

1	これまでの経緯と取組	・・・・・・・・ 1
2	現在の運行計画	・・・・・・・・ 1
3	のりあい善行の利用状況	・・・・・・・・ 2
4	運行計画の変更内容と変更理由	・・・・・・・・ 2

第18回 藤沢市地域公共交通会議

2019年2月13日（水）

藤 沢 市

1. これまでの経緯と取組

これまでの経緯と取り組みを以下に示す。現在は、「特定非営利活動法人のりあい善行」が運営を行っている。

表－1 これまでの取組

	時期	概要
実証運行	2015年2月2日	乗合タクシーの実証運行開始。 (道路運送法第21条による乗合運送)
	2015年11月16日	運行経路を2系統から3系統に変更。 (道路運送法第4条による乗合運送)
	2015年12月29日	車両をセダン型からワゴン型へ変更。
	2016年3月1日	郷土づくり推進会議・のりあい部会と関係自治会代表者を中心に「特定非営利活動法人のりあい善行」を設立。
本格運行	2016年4月1日	「特定非営利活動法人のりあい善行」主導により運営を開始。 運行経路を3系統から2系統に変更。
	2016年7月～8月	住民のニーズを把握するためにアンケート調査を実施。
	2016年10月	公民館祭りに参加し、利用促進活動を行う。また、公民館祭りにて運行を行う。
	2016年11月	地域説明会を行い、今後の運行の方針を地元の方に説明。
	2016年12月	土曜日運行の需要把握のため1ヶ月間の試験運行を実施。 (土曜日平均乗車人数：37.5人/日)

2. 現在の運行計画

<p>■運行ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01系統（亀井野団地方面） ・02系統（立石公園方面） <p>● ルート【01系統】 ● ルート【02系統】 ○ 停留所</p>	<p>■運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人：300円 ※中学生以上 ・小人：100円 ※未就学児除く中学生未満 ・幼児：大人1名につき2名まで無料 ※未就学 <p>■運行時間帯、運行回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01系統：午前9時～午後5時、12回 ・02系統：午前9時～午後5時、12回 <p>■使用車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワゴン型車両（定員10人以下） ・予備車：一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用 <p>■個人サポーター一制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター会員になると50円引 <p>■回数券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行
---	--

3. のりあい善行の利用状況

今年度（1月まで）の1日当たりの平均利用者数（年間）は、55.4人/日となっている。2016年度は11,246人、2017年度は13,622人となり、今年度も昨年と同様に推移している。

表-2 1日当たりの平均利用者数（年間）

	2016年度	2017年度	2018年度 (1月まで)
平均利用者数（年間）	45.2人/日	55.8人/日	55.4人/日

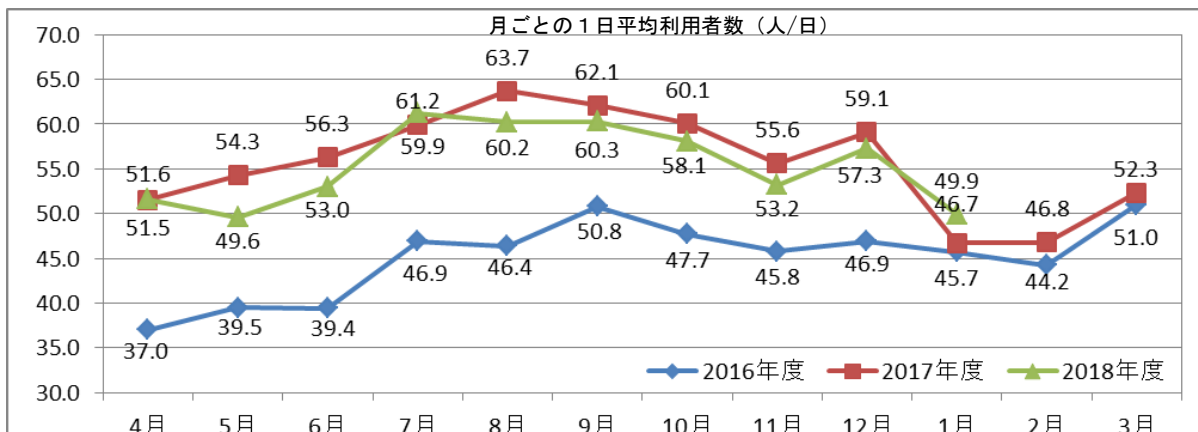


図1 2016年4月から2019年1月までの1日平均利用者数の推移

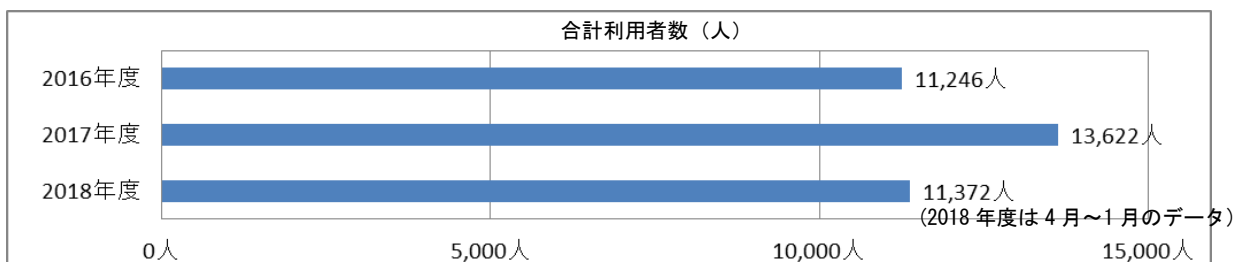


図2 2016年4月から2019年1月までの合計利用者数の推移

4. 運行計画の変更内容と変更理由

(1) 変更内容

- ・変更前：フジ交通株式会社、株式会社 湘南相中の2社での共同運行を行う。
- ・変更後：運行についてはフジ交通株式会社が行う。

(2) 変更理由

「のりあい善行」の運行当初は、安定した運行を行うために2社での共同運行としていたが、現在の「のりあい善行」は運行開始後3年間、フジ交通株式会社の継続的な運行となっていることから、単独での運行計画へ変更を行うこととした。

このことは、道路運送法第15条第3項の「運行計画の変更」に該当することから、当会議に諮り、協議を調えた上で、決定する。

【凡例】

取り消し線：文言削除

下線：文言加筆

交通事業者を変更した協議証明書

道路運送法第9条第4項及び

同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

1. 協議が調っている路線又は営業区域

01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.4km）

02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3.2km）

（別紙1 路線・系統図のとおり）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.4km）

02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3.2km）

（別紙1 路線・系統図のとおり）

（休止）

03系統 スーパーマーケットフジ～立石神社下～スーパーマーケットフジ（6.9km）

3. 運行系統毎の運行回数

01系統 午前 9時～午後5時、12回

02系統 午前 9時～午後5時、12回

4. 車両概要

・乗車定員 10人以下

・使用車両数 別紙2 ~~（運行事業者毎）~~

・予備車 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用

5. 運行の態様について

道路運送法第4条による乗合運送許可（路線定期運行型）

6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人（中学生以上） : 300円

小人（未就学児除く中学生未満） : 100円

幼児（未就学児） : 大人1人につき2名まで無料

大人運賃は、個人サポーター登録制度として年間3,000円を支払うと1回の乗車につきカードの提示で50円の割引

10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行

個人サポーター会員がカードの提示で1回の利用につき50円の割引が可能な
利用券の発行

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

- ・ ~~2019年~~ (平成~~29~~31年) 4月1日から適用する。

(2) その他条件

- ・ ~~フジ交通株式会社、株式会社 湘南相中の2社での共同運行を行う。~~
- ・ ~~運行についてはフジ交通株式会社が行う。~~
- ・ 停留所を追加する場合は、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・ 個人サポーター登録制度の金額と1回の乗車につきカードの提示で受けられる割引額については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず変更が可能で、報告については、事後的に対応する。
- ・ 運行回数の20%以内の変更については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・ 車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。
- ・ 運行を行う交通事業者、地域組織の代表者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。

~~2017年~~ (平成~~29~~年) ~~3月21日~~

2019年 (平成31年) 2月13日

藤沢市地域公共交通会議

会 長 岡村 敏之

路線・系統図 (01・02 系統)

運行ルートおよび停留所



	No.	01 系統	02 系統
起点	1	善行駅東口	善行駅東口
	2	藤沢翔陵高校前	八洲台3の通
	3	立石市民の家	伊勢山辺中央
	4	俣野子ども家	伊勢山辺坂下
	5	亀井野住宅	水道みち下
	6	亀井野公園	立石公園
	7	亀井野団地	立石ハイツB棟
	8	洪沢台	立石ハイツE棟
	9	藤沢翔陵高校前	藤沢翔陵高校前
	10	善行市民センター前	善行市民センター前
終点	11	善行駅東口	善行駅東口

使用車両概要

事業者 1

1 所有者：フジ交通株式会社

2 車両使用台数根拠

標準的に使用する定員 10 人の車両の他、予備車を定員で 2 両相当分の台数を必要台数とします。

3 使用車両（フジ交通株式会社）

専属車 乗車定員 10 人× 1 両（一般乗合旅客自動車運送事業専用で用いる）

予備車 乗車定員 10 人× 1 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

予備車 乗車定員 5 人× 2 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

事業者 2

~~1 所有者：株式会社湘南相中~~

~~2 車両使用台数根拠~~

~~標準的に使用する定員 10 人の車両の他、予備車を定員で 2 両相当分の台数を必要台数とします。~~

~~3 使用車両（株式会社湘南相中）~~

~~専属車 乗車定員 10 人× 1 両（一般乗合旅客自動車運送事業専用で用いる）~~

~~予備車 乗車定員 5 人× 2 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）~~

道路運送法第9条第4項及び

同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1. 協議が調っている路線又は営業区域

01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.4km）

02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3.2km）

（別紙1 路線・系統図のとおり）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.4km）

02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3.2km）

（別紙1 路線・系統図のとおり）

（休止）

03系統 スーパーマーケットフジ～立石神社下～スーパーマーケットフジ（6.9km）

3. 運行系統毎の運行回数

01系統 午前 9時～午後5時、12回

02系統 午前 9時～午後5時、12回

4. 車両概要

・乗車定員 10人以下

・使用車両数 別紙2

・予備車 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用

5. 運行の態様について

道路運送法第4条による乗合運送許可（路線定期運行型）

6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人（中学生以上） : 300円

小人（未就学児除く中学生未満） : 100円

幼児（未就学児） : 大人1人につき2名まで無料

大人運賃は、個人サポーター登録制度として年間3,000円を支払うと1回の乗車につきカードの提示で50円の割引

10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行

個人サポーター会員がカードの提示で1回の利用につき50円の割引が可能な利用券の発行

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

- ・2019年（平成31年）4月1日から適用する。

(2) その他条件

- ・運行についてはフジ交通株式会社が行う。
- ・停留所を追加する場合は、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・個人サポーター登録制度の金額と1回の乗車につきカードの提示で受けられる割引額については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず変更が可能で、報告については、事後的に対応する。
- ・運行回数の20%以内の変更については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。
- ・運行を行う交通事業者、地域組織の代表者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。

2019年（平成31年）2月13日

藤沢市地域公共交通会議

会 長 岡村 敏之

路線・系統図 (01・02 系統)

運行ルートおよび停留所



	No.	01 系統	02 系統
起点	1	善行駅東口	善行駅東口
	2	藤沢翔陵高校前	八洲台 3 の通
	3	立石市民の家	伊勢山辺中央
	4	俣野子ども家	伊勢山辺坂下
	5	亀井野住宅	水道みち下
	6	亀井野公園	立石公園
	7	亀井野団地	立石ハイツ B 棟
	8	渋沢台	立石ハイツ E 棟
	9	藤沢翔陵高校前	藤沢翔陵高校前
	10	善行市民センター前	善行市民センター前
終点	11	善行駅東口	善行駅東口

使用車両概要

事業者

1 所有者：フジ交通株式会社

2 車両使用台数根拠

標準的に使用する定員10人の車両の他、予備車を定員で2両相当分の台数を必要台数とします。

3 使用車両（フジ交通株式会社）

専属車 乗車定員10人× 1両（一般乗合旅客自動車運送事業専用で用いる）

予備車 乗車定員10人× 1両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

予備車 乗車定員 5人× 2両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）